令和６年度　第４回
日高市国民健康保険運営協議会　会議録

会議の名称	日高市国民健康保険運営協議会
日時	令和７年１月21日（火）13：30～14：30
場所	日高市役所５階501会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	鈴木会長、金子副会長、篠﨑委員、金子委員、岡部委員、小久保委員、山川委員、松井委員、遠藤委員、大河原委員
欠席者	横田委員、奥田委員、前田委員、清水委員、高沢委員
説明員	健康推進部長、保険年金課長、国民健康保険担当主幹
事務局	健康推進部長、保険年金課長、国民健康保険担当主幹、主査、主任
傍聴者	
所管課	健康推進部保険年金課
議題及び決定事項等	１　会長、副会長の選任について （決定事項等）会長、副会長を選任 ２　国民健康保険制度について 事務局から国民健康保険の制度について説明 ３　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）及び 日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて （決定事項等）原案のとおり承認 ４　令和６年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）について （決定事項等）原案のとおり承認 ５　令和７年度日高市国民健康保険特別会計予算（案）について （決定事項等）原案のとおり承認

会議資料	資料１　国民健康保険制度について 資料２－１　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 資料２－１【補足資料】日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税の軽減額） 資料２－２　日高市国民健康保険　赤字削減・解消計画の変更について 資料３　令和６年度 日高市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）歳入歳出集計表（案） 資料４　令和７年度 日高市国民健康保険特別会計予算歳入歳出集計表（案） その他資料　国保のすがた（国民健康保険中央会 発行）
会議の経過	１　会長、副会長の選任について 会長は鈴木委員、副会長は金子（博）委員が選出された。 ２　国民健康保険制度について ［説明要旨］　「資料１」「国保のすがた」に基づいて説明 この度、国民健康保険中央会が制度についてわかりやすい冊子を作成しましたので、国民健康保険制度の概要と抱える課題、それと日高市国保の現状について、改めてご説明する時間を設けさせていただきました。 時間の都合もありますので、ポイントをかいつまんでの内容となりますが、このあと担当主幹からご説明します。 初めに、国民健康保険そのものについて、説明いたします。日本では、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入する「国民皆保険」の制度が採られています。 医療保険には、会社に勤めている方とその被扶養者が加入する健康保険と、自営業者・アルバイト等の方が加入する国民健康保険の２つがあります。国民健康保険を一言で

	言えば「病気や怪我でかかった医療費の一部を公費と加入者の保険税で負担し、支え合う制度」です。つまり、加入している方が保険税を出し合い、病気にかかった方の医療費を賄うための制度なのです。 急速な高齢化と医療技術の進展により、医療費は年々増え続けており、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。 国民健康保険の全国的な例と日高市の例を比べてみます。初めに加入状況です。「国保のすがた」４ページの「２加入状況」の表２の国保（市町村）［一般＋退職］の箇所をご覧いただくと、昭和 60 年度は、3,644 万人で、平成 29 年度以降は、3,000 万人を割り込んでいます。以降も徐々に加入者の減少は続き、令和５年度には、2,373 万人となっています。 続いて、資料１の１ページの「１加入者について」の（１）被保険者数の推移をご覧ください。平成 25 年度には、17,671 人の被保険者がいましたが、令和５年度末には、11,442 人となっています。これは、75 歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大によるものと考えられます。 次に、被保険者の年齢構成割合についてです。「国保のすがた」４ページの「２加入状況」の図２をご覧ください。オレンジ色の 65～74 歳の割合が平成 25 年度から令和４年度に掛けて、34.8％から 44.8％と徐々に広がっています。続いて、日高市の例です。資料１ページの（２）被保険者の年齢別構成割合をご覧ください。やはり 60 歳代、70 歳から 74 歳までの割合が多くなっています。合わせて、57％と過半数を占めています。 次に、世帯主の職業の割合です。「国保のすがた」３ページの「１国保（市町村）の現状」の表１をご覧ください。昭和 36 年は、農林水産業と自営業の割合が高くなって

	いましたが、高齢化や産業構造の変化等に伴い、その割合は減少し、被用者や無職の方の割合が増えています。 日高市の現在の状況は、資料１の２ページの（３）世帯主の職業の割合をご覧ください。日高市においても、無職の黄色い箇所が 48%、被用者のグレーの箇所が 32%となり、大きな割合を占めています。農林水産業と自営業は減っていて、日高市も全国と同じような割合となっています。 次に、「２財政状況について」の（１）財政の仕組みについて、こちらは、日高市を例に説明させていただきます。資料１の２ページをご覧ください。国民健康保険の会計は一般会計ではなく、国民健康保険特別会計となり、一般会計とは別の独立した会計となります。この図にあるとおり、日高市の国民健康保険特別会計は、県に納付金を納め、県からは保険給付に必要な額等を交付金として受けています。また、被保険者から日高市の国民健康保険特別会計との収入の矢印は、被保険者からの保険税と、国や県からの補助金や負担金などの公費と、一般会計からの繰入金があります。この繰入金には、７つの項目がありますが「その他繰入金」で繰り入れた金額が、赤字補填であり、法定外の繰入金となります。日高市では、この赤字補填の繰入れとなる、その他繰入金を毎年度繰り入れています。日高市国民健康保険特別会計の支出については、医療機関等に支払う保険給付、特定健診や人間ドック等の保健事業などがあります。 次に、資料１の３ページの（２）決算総額の推移をご覧ください。決算額は、約 60 億円から約 64 億円で推移しています。歳入総額が歳出総額を上回っていますが、先ほども説明したように、赤字解消を目的に一般会計からの繰入金で赤字を補填しています。赤字解消のためには保険税率の引上げ、被保険者の方々が適正に医療機関に受診される

	ことによる医療費の削減、特定健診や人間ドックの受診による病気の予防が重要となります。 次に、「３保険税について」の保険税率の推移の表をご覧ください。令和２年度から令和７年度までの推移を掲載しています。保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」に分けられ、それぞれ「所得割」、「均等割」に分けられます。医療給付費分は、医療費として病気や怪我をしたときの医療費に充てられる財源。後期高齢者支援等分は、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源の一部を支援するもの。介護納付金分は、40 歳以上で介護が必要になりサービス等を受けられるようになったときの給付費となっています。所得割は前年の所得に所得割税率を乗じて計算します。均等割は国保の加入者の数に均等割税額を乗じて算出します。均等割には前年の所得により７割、５割、２割の軽減がございます。保険税率は引上げ改定を令和４年度から行ってまいりましたが、引き続き、医療費は高い状態が続いております。令和７年度についても引上げ改定実施の予定がございます。 次に、「４医療費について」の（１）医療費の推移についてです。「国保のすがた」11 ページの「１国民医療費の状況」をご覧ください。図９は、直近の医療費の動向のグラフになります。青い棒が「国民医療費」で、医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用の推計です。昭和 60 年度は、16 兆円であったものが、令和４年度には、46 兆 8,373 億円になります。次に、資料１の４ページの「４医療費について」の２つの表をご覧ください。上段の表は医療費の推移としては、被保険者数の減少に伴い、概ね減少傾向にありますが、下段の表の一人当たりの年間医療費は、高年齢化と医療の高度化により増加しています。

	続いて、５ページの（３）令和５年度埼玉県市町村別国保被保険者一人当たり医療費マップをご覧ください。埼玉県の地図において日高市は、赤い色の分類で、県の平均より 20,000 円以上高い、418,565 円です。県の平均は、382,175 円となるので、36,390 円高くなります。 令和７年度においても国民健康保険に加入している皆さまには、負担増をお願いすることとなりますが、市として各種保健事業を推進するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進など医療費の削減に向けて取り組んでまいります。 国民健康保険制度についての説明は以上です。 議　長： ただ今の説明について、ご質問等はございますか。 委　員： 資料１の５ページの（３）令和５年度埼玉県市町村別国保被保険者一人当たり医療費マップで、日高市は赤い色分けがされている。県平均より 20,000 円以上高い区分に分類されていますが、原因は何ですか。 事務局： はっきりとした原因はわかりませんが、埼玉医科大学病院や埼玉医科大学国際医療センターなどの大規模な病院が近隣にあることが原因の一つであることも考えられます。 議　長： 他に質問がなければ、議題２「国民健康保険制度について」は終了いたします。

	３　日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）及び日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて ［説明要旨］　「資料２－１」「２－１の補足資料」「資料２－２」に基づいて説明 　こちらの条例改正案は、来月 19 日に開会する市議会定例会、３月議会に提出を予定している案件となります。前回の会議でご答申いただいた内容を現行条例に反映させ、一部改正を行うものです。 　初めに、資料２－１の、項目１「概要」です。今回の改正は、国民健康保険税の税率改定と課税限度額の改定の２種類となります。税率改定は、国保財政の赤字解消を図る目的によるもの、課税限度額は、地方税法施行令の改正によるものとなっています。 　次に、項目２「改定の内容」をご覧ください。改定の時期は、税率、課税限度額ともに令和７年度課税分からとなっています。 　まず、税率の改定ですが、（１）の表のとおり、医療分、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割及び均等割の全ての項目において引上げの改定となっています。 　次に、（２）の課税限度額の改定ですが、こちらは、後期高齢者支援金等課税額の部分のみの改定で２万円の引上げとなっています。ただし、この改定の根拠となった地方税法施行令の改正は、１年前に行われたものとなります。本市では、毎年、条例改正を専決処分とはせずに１年遅れで実施することとしております。専決処分とは、本来は議会が議決しなければならない案件を緊急の場合などに行政運営の遅れや滞りを防ぐため、例外的に市長が議会の議決に代わり意思決定をする処分をいいます。毎年、地方税法施行令の改正の施行日が年度末のため、その直後の４月１

	日適用とする条例改正が間に合わないことと、税額引上げの改正において議会を通さずに市長の意思のみで決定することは、その内容にそぐわないという考えからこのような取扱いにしています。 　次に、２ページ目をご覧ください。項目３「影響」です。（１）税率の改定による影響（低所得者軽減適用後）でございますが、県が示す市町村標準保険税率について、令和９年度の推計値が示されましたが、これによると本市の６年度の税率である現行税率との比較が約３億３千万円あり、今回の改定を行うことで約１億８千万円縮減され、残りの差額は、約１億５千万円となります。 　なお、各世帯の状況によって増額の幅が大きく異なるため、今回は、１世帯当たりとか、１人当たりという表現は行わずに普段から市の広報紙等で使用しているモデルケースをもって影響額を示しています。 　次に、（２）課税限度額の改定による影響ですが、影響世帯数は、約 140 世帯で、増収の見込み額は、約 260 万円と想定しています。 　また、影響する世帯の所得額として、40 歳以上夫婦と子１人のケースですと、約 640 万円以上となります。 　最後に、項目４「国民健康保険赤字削減・解消計画の変更」ですが、税率改定に伴い、現行の日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書を見直し、県に変更計画書を提出することを予定しています。 　続いて、３ページから７ページまでをご覧ください。こちらは、この度の条例改正の改正箇所を示した新旧対照表となります。表の右側が現行のもの、左側が改正案となっていて、アンダーラインの引いてあるところが改正する部分となっています。 　資料２－１の補足資料につきましては、４ページ以降の第２１条の改正において、保険税の軽減額を算出するため

	の参考資料となります。補足資料の中で、太枠で囲まれた部分が変更した金額として条例に反映されています。 　次に、資料の２－２をご覧ください。日高市国民健康保険赤字削減・解消計画の変更について説明します。 　県に変更計画書を提出する時期につきましては、来年度の８月頃になります。 　日高市の赤字削減・解消計画書は、平成 30 年度を計画の始まりとして、当初は令和５年度までの６年間の計画でした。その後、数度の変更を経て、現在の計画は一番下から一つ上のもの、令和８年度までの９年間の計画となっています。 　この度の変更は、一番下のものになりますが、赤枠の部分、第７次から第９次までを書き換えるものになります。 　ただし、第７次の令和６年度の部分は、来年度の８月までには、令和６年度決算の金額が確定しますので、実績に入れ替え、令和７年度と８年度の金額もそれに伴って変更した上で提出する必要があります。この資料で令和６年度の実績欄における赤字残高の金額、１億３千万円は見込額となっていますので、今後、決算により、最終の計画変更案が確定したときに今一度、皆さまにご承認をいただく予定としています。 議　長： 　ただ今の説明について、ご質問等はございますか。 ［質問］なし 議　長： 　ご質問がなければ、「日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）及び 日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて」は、原案のとおり承認する

	ということで、よろしいでしょうか。 委員全員： －異議なし－ 議　長： 「日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）及び 日高市国民健康保険赤字削減・解消計画書の見直しについて」は、原案のとおり承認します。 ４　令和６年度 日高市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）について ［説明要旨］　「資料３」に基づいて説明 こちらも来月 19 日に開会する市議会定例会、３月議会に提出を予定している案件となります。 歳入、歳出それぞれの合計欄は、国民健康保険特別会計の総額となっていますが、その他の行は今回、補正予算があるところのみを抜粋したものとなっており、補正額の列以外の縦の計算は、合計とは一致しないことをご了承願います。 本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,368 万５千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ、61 億 8,910 万５千円とするものです。 補正予算の内容について、主なものを説明します。下側の表の歳出予算の１段目をご覧ください。年度末における医療費の支給予測額が現予算を上回ることが想定され、保険給付費に不足が生じると見込まれることから高額療養費に２千万円を増額し、この充当財源として、上側の表の歳入予算の備考欄の２段目、県支出金を同額分、増額するものです。 こちらは、前回の補正予算で既に増額の補正予算を行っ

	ていたのですが、入院１件当たりの費用が増加していること、埼玉県がインフルエンザの流行警報を発令したことなどの理由から今後更なる医療費の増加があると想定し、追加の増額を行います。 　なお、医療費が増加していることについて、もう一つ考えられる理由として、重度心身障がい者医療費において、現物給付を実施する医療機関等の範囲を以前の飯能地区医師会管内から県内に拡大するための制度改正が行われています。 　現物給付とは、受給者が医療機関や薬局の窓口で医療費を支払う代わりに、受給者証を発行する市町村が医療機関等に、その医療費を支払うことです。見かけ上は、医療費を支払うことなく、医療サービスという「現物」の給付を受けることから、これを「現物給付」と呼びます。 　重度心身障がい者医療費の受給対象者は、令和６年４月診療分から、全年齢を対象に、県内医療機関等の窓口での一部負担金の支払いが原則不要となりましたので、その利便性は、飛躍的に向上しているのですが、高額療養費の支給額が３倍程度に増えている被保険者もいることから、制度改正の周知拡大に比例し、医療費が拡大する傾向にあることも一つの要因と考えています。 　次に、補正内容として大きなものは、これまでのシステム改修に要した経費において、一旦は、一般会計からの繰入金で支払っていたものについて、国、県からその経費相当額の補助金が交付されることになったので、その分を、一般会計に返還するというものです。 　まず、歳入の表の備考欄の３段目と、歳出の表の備考欄の４段目をご覧ください。こちらは、令和５年度に実施した産前産後期間における国保税の軽減措置に係るシステム改修費、368 万５千円について、同額が国から県を通じて入金されるので、一般会計繰出金を増額して返還するもの

	です。 　また、歳入の表の備考欄の１段目と、４段目をご覧ください。今年度実施したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するためのシステム改修費、補正額にして、1,720 万１千円について、同額が国から入金されるので、一般会計繰入金で支払っていた費用を国庫支出金と入れ替える財源更正を行うものです。 　なお、同じ返還でも、予算の組替え方が異なる理由は、システム改修の実施が前年度のものか、今年度のものかにより取扱いに違いがあるためです。 議　長： 　ただ今の説明について、ご質問等はございますか。 ［質問］なし 議　長： 　ご質問がなければ、「令和６年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）について」は、原案のとおり承認するということで、よろしいでしょうか。 委員全員： 　－異議なし－ 議　長： 　「令和６年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）について」は、原案のとおり承認します。 ５　令和７年度日高市国民健康保険特別会計予算（案）について ［説明要旨］　「資料４」に基づいて説明

	こちらも、３月議会に提出を予定している案件となります。 この表は１枚目が歳入予算、２、３枚目が歳出予算となっています。 初めに、予算の総額を申し上げます。歳入、歳出予算ともに、60 億 8,738 万２千円となっており、前年度と比べて、１億 5,133 万２千円の増額となっています。 次に、歳入予算の主な特徴を申し上げます。表の左側、予算科目の款、項、目において、款の１、国民健康保険税ですが、この度の税率改定の実施により、前年度と比較して、１億 884 万７千円の増額となっています。このことは、右側の表の款６の繰入金が減っていることに反映しています。繰入金の中には、赤字補填として、一般会計からの法定外繰入金が含まれていますので、税収の増額に伴い、減額となっているものです。 次に、款３の県支出金をご覧ください。 国保加入者である被保険者が減少しているため、医療費総額は減少傾向となりますが、それ以上に１人当たりの医療費が増加していることもあり、医療費の充当財源となる普通交付金は、前年度よりも１億 7,110 万５千円の増額となっています。 次に、歳出です。２枚目をご覧ください。こちらも、歳出予算の主な特徴を申し上げます。 まず、表の左下、款２の保険給付費です。保険給付費は、項の１から６までに分類されていますが、主な医療給付費である項の１と２、療養諸費と高額療養費において、医療費の増加に伴い、予算計上額がそれぞれ増額となっています。 次に、表の右下、款３の国民健康保険事業費納付金です。県が算定しました納付金につきましては、被保険者からお預かりいたしました国民健康保険税に一般会計から繰

	り入れた費用などを加算し、県が国民健康保険制度を運営するために必要な経費として、全市町村が納付するものです。 　総額で、14 億 9,248 万 1 千円で、前年度との比較で、3,241 万２千円減少しています。減額の理由といたしましては、納付金の算定に必要な医療費の推計額を出す際の県全体の１人当たりの医療費は増加していますが、県全体での納付金の総額は、昨年度より減少していることが要因と考えられます。この金額は、確定したものとなりますので、今後の変動はありません。日高市の納付金は、前年度比で、約 2.1 パーセントの減少となります。 　次に、３枚目をご覧ください。款５の保健事業費です。 　特定健康診査や特定保健指導などの保健事業に充てる費用を計上したものです。前年度と比較して、その金額に大きな増減はありませんが、この保健事業の効果的な実施により、医療費を抑制できるよう努めてまいります。 議　長： 　ただ今の説明について、ご質問等はございますか。 ［質問］なし 議　長： 　ご質問がなければ、「令和７年度日高市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認するということで、よろしいでしょうか。 委員全員： 　－異議なし－ 議　長：

	「令和７年度日高市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認します。